

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

令和5年4月3日 施行

1 改正概要

(1) 「瓦屋根診断費補助事業」及び「瓦屋根改修費補助事業」を追加

所有者が行う耐震・耐風性能が十分でない恐れのある住宅の瓦屋根の診断及び改修が望ましいとされた瓦屋根の改修に要する費用の一部に対する支援を行う市町村に補助する。

(2) 概算払請求の廃止、文言の整理、様式の改正

概算払請求を廃止する。

別表等の文言の整理を行い、各様式の印の削除、精算内訳書及び概算内訳書様式を改める。

2 改正内容

(1) 「瓦屋根診断費補助事業」及び「瓦屋根改修費補助事業」の追加に係る改正内容

ア 第2条に第37号、第38号、第39号、第40号及び第41号を追加する。

イ 別表第15を新設する。

ウ 第3条第1項及び第2項を改める。

エ 別記第1号様式別紙1、第2号様式別紙1、第4号様式、第5号様式、第5号様式別紙1、第6号様式及び第6号様式別紙1を改める。

オ 別記第5号様式別紙10及び第6号様式別紙10をそれぞれ別紙12に改め、第5号様式別紙10、別紙11及び第6号様式別紙10及び別紙11を新設する。

(2) 概算払請求の廃止、文言の整理、様式の改正内容

ア 第2条第7号を改める。

イ 第11条第1項を改め、第3項を削除する。

ウ 別表第12、測定基準表3、別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第5号様式別紙3、第6号様式別紙3、第7号様式を改める。

エ 第8号様式、第8号様式別紙1及び第8号様式別紙2を削除する。